

奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十七日

奈良県知事 山下 真

奈良県条例第五十七号

奈良県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

二十四年十月奈良県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第四百九十九条第一項ただし書及び同項第四号、第八十五条第一項ただし書及び同項第三号並びに第九十二条第一項第一号、第二号及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。